



第81回国民スポーツ大会・
第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会



第5回全国障害者スポーツ大会専門委員会

期 日：令和3年12月21日（火）
時 間：午後1時30分～午後2時30分
場 所：県防災庁舎5階 防52・53号室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 報 告

(1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会準備経過

(2) 宮崎県準備委員会決定事項

(3) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催予定施設の名称変更

5 議 事

(1) 第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画（案）

6 意見交換

7 閉 会

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会
第5回全国障害者スポーツ大会専門委員会

【委員】

(順不同・敬称略)

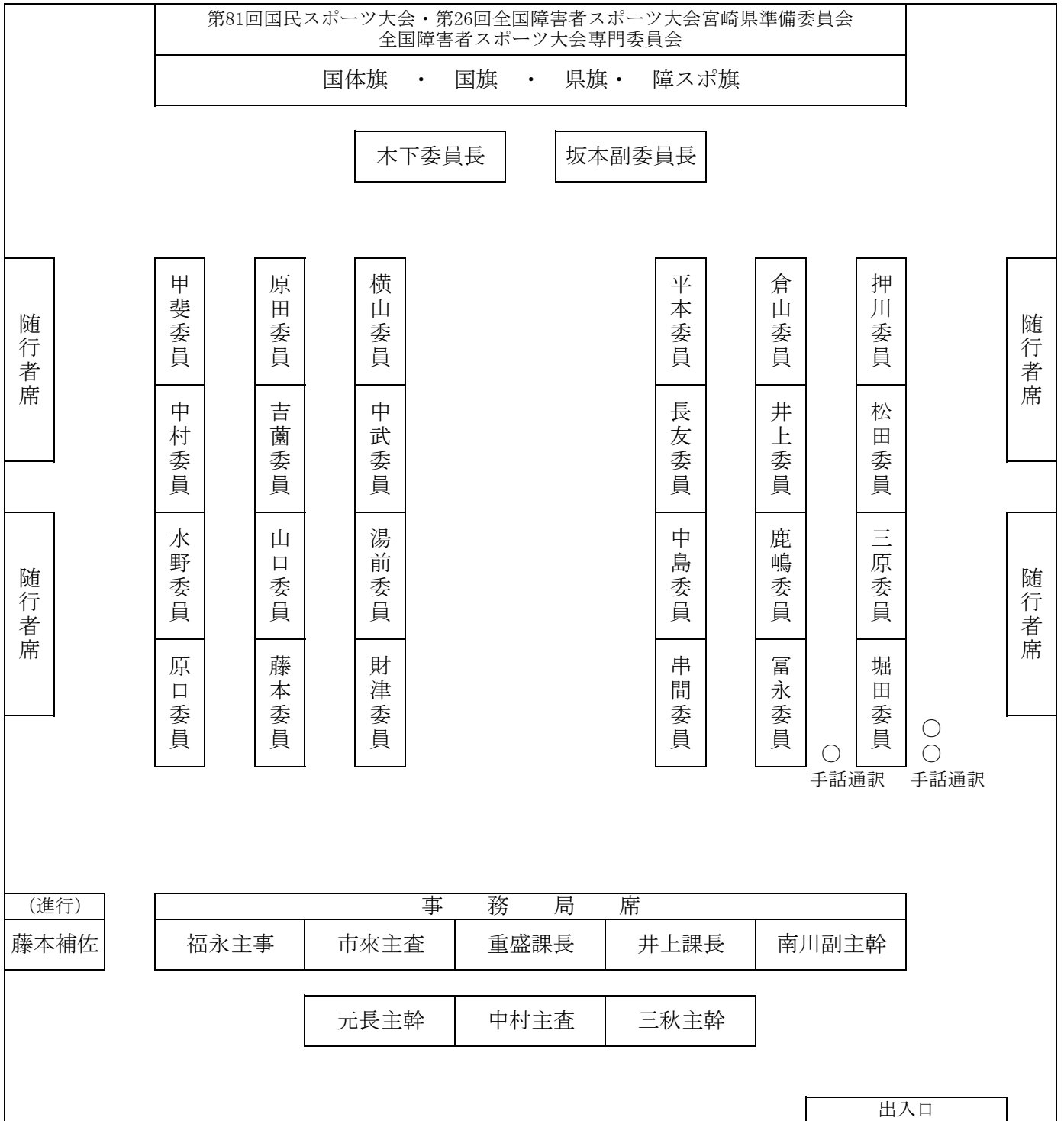
所属	役職	氏名	出欠欄
宮崎県障がい者スポーツ協会	チャレンジスポーツディレクター	木 下 理	
公益財団法人宮崎県スポーツ協会	事務局次長	横 山 美 和	
宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会	会長	中 武 久 美 子	
一般財団法人宮崎陸上競技協会	副理事長	湯 前 英 則	
一般財団法人宮崎県水泳連盟	理事	財 津 優	
宮崎県アーチェリー協会	理事長	原 田 佳 司	
宮崎県卓球協会	理事長	吉 藺 孝 雄	
宮崎県障害者卓球連盟	理事	山 口 利 信	
宮崎県障害者フライングディスク協会	事務局長	藤 本 啓 介	
宮崎県ボウリング連盟	理事長	原 口 宏 史	
宮崎県ボッチャ協会	事務局長	水 野 啓 三	
一般社団法人宮崎県バスケットボール協会	事務局	中 村 彰 成	
宮崎県車椅子バスケットボール連盟	会長	甲 斐 義 喜	
宮崎県ソフトボール協会	理事長	平 本 修	
宮崎県バレーボール協会	副理事長	長 友 久 夫	
一般社団法人宮崎県サッカー協会	常務理事兼 事業・広報委員会委員長	金 川 敏 洋	欠席
宮崎県特別支援学校長会	副会長	中 島 浩 美	
公立大学法人宮崎県立看護大学	教授	串 間 敦 郎	
社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	事務局次長兼地域福祉部長	坂 本 雅 樹	
一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会	副会長	倉 山 幸 一	
一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会	副会長	井 上 あ け み	
宮崎県精神保健福祉連絡協議会	事務局長	鹿 嶋 晋	
公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会	事務局長	富 永 昌 志	
社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会	理事長	堀 田 享 志	
宮崎県知的障害者施設協議会	会長	三 原 基 秀	
教育庁特別支援教育課	課長	松 田 律 子	
教育庁スポーツ振興課	課長	押 川 幸 廣	

【事務局】

宮崎県福祉保健部 障がい福祉課	課長	重 盛 俊 郎
	課長補佐	藤 本 千 佳 子
	主幹	元 長 貴 司
	主査	市 來 洋
	主事	福 永 直 城
宮崎県総合政策部 国民スポーツ大会準備課	課長	井 上 大 輔
	主幹	三 秋 智 義
	副主幹	南 川 直 也
	主査	中 村 英 多 朗

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会
第 5 回全国障害者スポーツ大会専門委員会

【座席図】





第81回国民スポーツ大会・
第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会



第5回全国障害者スポーツ大会専門委員会

報告事項

[報 告]

- (1) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会準備経過・・・P2
- (2) 宮崎県準備委員会決定事項
 - ① [国スポ・障スポ] 会場地市町村選定・開催予定施設変更・・・P5
 - ② [国スポ・障スポ] 宿泊基本方針・・・P6
 - ③ [国スポ・障スポ] 医事・衛生基本方針・・・P7
- (3) 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
開催予定施設の名称変更・・・P8

令和3年12月21日（火）

宮崎県防災庁舎5階 防52・53号室

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会準備経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月14日	公益財団法人宮崎県体育協会（以下「県体協」という。）臨時理事会及び評議員会において、「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致」を決議
2月12日	県体協が県、県議会及び県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
2月25日	知事が第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
3月13日	第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
3月16日	定例教育委員会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を議決
4月17日	知事が文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出 知事が公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
6月11日	日体協第1回国体委員会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出順序了解県」として承認
7月22日	日体協第3回理事会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解（宮崎県開催が内々定）
平成28年 4月 1日	宮崎県教育庁スポーツ振興課に国体準備担当を設置
平成29年 4月 1日	宮崎県教育庁に国体・高校総体準備室を設置
10月30日	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
11月14日	第1回総務企画専門委員会及び第1回施設整備専門委員会を開催
11月17日	第1回競技運営専門委員会を開催
12月14日	第1回市町村担当者会議及び第1回競技団体担当者会議を開催
平成30年 4月 1日	宮崎県総合政策部に国体準備課を設置
5月22日	第2回総務企画専門委員会を開催
7月 9日	第2回常任委員会及び第2回総会を開催
7月24日	第1回広報・県民運動専門委員会を開催
7月31日	第2回市町村担当者会議及び第2回競技団体担当者会議を開催
10月29日	第3回総務企画専門委員会を開催

年 月 日	内 容
12月19日	第2回競技運営専門委員会及び第2回広報・県民運動専門委員会を開催
平成31年 1月31日	第3回常任委員会を開催
2月 6日	第4回総務企画専門委員会を開催
3月15日	第3回市町村担当者会議及び第3回競技団体担当者会議を開催
4月 1日	国体準備課を国民スポーツ大会準備課に改称
令和元年 5月30日	第5回総務企画専門委員会を開催
7月 1日	第4回常任委員会及び第3回総会を開催 「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
7月 9日	第3回広報・県民運動専門委員会を開催
8月 2日	第1回開催基本構想策定検討部会を開催
8月28日	第4回市町村担当者会議及び第4回競技団体担当者会議を開催
11月12日	第6回総務企画専門委員会を開催
12月16日	第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月17日	第2回開催基本構想策定検討部会を開催
12月20日	第5回市町村担当者会議及び第5回競技団体担当者会議を開催（合同開催）
令和2年 1月16日	第1回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
1月31日	第7回総務企画専門委員会を開催
2月 5日	第4回広報・県民運動専門委員会を開催
2月 7日	第3回開催基本構想策定検討部会を開催
2月17日	第5回常任委員会を開催
3月18日	第6回市町村担当者会議及び第6回競技団体担当者会議（資料配付のみ）
6月25日	第8回総務企画専門委員会を開催
6月25日	第2回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
7月 6日	第6回常任委員会を開催
7月29日	第2回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催（書面開催）
8月 7日	第4回総会を開催（書面開催）
8月20日	第7回市町村担当者会議を開催（テレビ会議）
8月24日	第7回競技団体担当者会議を開催
9月24日	第3回愛称・スローガン、マスコットキャラクター部会を開催
10月15日	日本スポーツ協会臨時国体委員会において、本県の国民スポーツ大会開催年が令和9年（2027年）に変更され、開催申請書提出順序了解県（内々定県）として再決定

年 月 日	内 容
11月 9日	第5回広報・県民運動専門委員会を開催
12月18日	第3回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
12月23日	第1回輸送・交通専門委員会を開催
12月24日	第3回競技運営専門委員会を開催
令和3年 1月18日	第9回総務企画専門委員会を開催（書面開催）
2月 1日	第7回常任委員会を開催（書面開催）
3月18日	第6回広報・県民運動専門委員会を開催
3月22日	第8回市町村担当者会議を開催（テレビ会議）
3月23日	第1回宿泊・衛生専門委員会を開催
6月 8日	第4回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催
6月 9日	第10回総務企画専門委員会を開催
7月 5日	第8回常任委員会を開催
8月 6日	第5回総会を開催（書面開催）
10月11日	第9回市町村担当者会議・第8回競技団体担当者会議を開催（合同開催）
11月22日	第2回輸送・交通専門委員会を開催
12月15日	第4回競技運営専門委員会を開催
12月17日	第2回宿泊・衛生専門委員会を開催
12月20日	第11回総務企画専門委員会を開催

第 8 1 回国民スポーツ大会及び第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定・開催予定施設変更について

県準備委員会第 8 回常任委員会（令和 3 年 7 月 5 日開催）において、下記の会場地について選定・開催予定施設を変更した。

1 第 8 1 回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設の変更

番号	競技（種目）		種 別	市町村	開催予定施設	
					変更前	変更後
1	弓道	近的	全種別	串間市	串間市営弓道場	串間市民総合体育館

2 第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 開・閉会式会場

番号	内容	開催予定施設
1	開・閉会式	(仮称) 新宮崎県陸上競技場

※荒天等により屋内で実施の場合「都城市総合文化ホール」

3 第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（第 2 次選定）

番号	競 技	障がい種別	市町村	開催予定施設
1	フライングディスク	身体・知的	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなた陸上競技場
2	ボッチャ	身体	都城市	早水公園体育文化センター
3	バスケットボール	知的	延岡市	(仮称) 新宮崎県体育館
4	車いすバスケットボール	身体	延岡市	(仮称) 新宮崎県体育館
5	バレーボール	身体	都城市	早水公園体育文化センター
		知的	日南市	日南市北郷体育館
		精神	小林市	小林市市民体育館

第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第８１回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第２６回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事については、国スポ及び障スポ（以下「大会」という。）の参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、宮崎の多彩な魅力を全国へ発信するため、次の方針に基づき実施する。

１ 宿 舎

- (１) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (２) 会場地市町村内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議の上、公共施設、民家等及び近隣市町村（原則として県内）の旅館等を利用する。
- (３) 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

２ 配 宿

- (１) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (２) 大会の選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (３) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- (４) 障スポ参加者にとって、利用しやすい宿泊施設に配宿するよう努める。

３ 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

４ 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、温暖な気候、豊かな自然に恵まれた宮崎県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした郷土色豊かなものを提供する。

第８１回国民スポーツ大会・第２６回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針

第８１回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第２６回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、関係機関・団体等の協力を得て、清潔で快適な環境の下で十分な活躍と観覧ができるよう、次の基本方針に基づき実施する。

１ 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

２ 防 疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

３ 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

４ 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等のもとより、広く県民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

５ 馬事衛生

馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

開催予定施設の名称変更

第81回国民スポーツ大会正式競技会場地市町村第4次選定（令和元年7月1日 第4回常任委員会決定）において選定したサッカー競技（少年男子種別）及び第26回全国障害者スポーツ大会会場地市町村第1次選定（令和3年2月15日 第7回常任委員会決定）において選定したサッカー競技の開催予定施設の名称に変更があったことから、以下のとおり報告する。

1 国民スポーツ大会

競技	種別	市町村	開催予定施設名称	
			変更前	変更後
サッカー	少年男子	新富町	(仮称) 新富町フットボールセンター	(仮称) 新富町フットボールセンター <u>ユニリーバスタジアム新富三納代コミュニティ広場</u>

2 全国障害者スポーツ大会

競技	障がい種別	市町村	開催予定施設名称	
			変更前	変更後
サッカー	知的	新富町	(仮称) 新富町フットボールセンター	(仮称) 新富町フットボールセンター <u>ユニリーバスタジアム新富三納代コミュニティ広場</u>



第 81 回 国民スポーツ大会 ・
第 26 回 全国障害者スポーツ大会
宮 崎 県 準 備 委 員 会



第 5 回 全国障害者スポーツ大会 専門委員会

審議事項

[議 事]

- (1) 第 26 回 全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画 (案) P 1

[参 考]

- (1) 第 81 回 国民スポーツ大会 ・ 第 26 回 全国障害者スポーツ大会
競技役員等編成基本方針 P 3
- (2) 第 81 回 国民スポーツ大会 ・ 第 26 回 全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本方針 P 5

令和 3 年 1 2 月 2 1 日 (火)

宮崎県防災庁舎 5 階 防 5 2 ・ 5 3 号室

第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画（案）

第26回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第26回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、原則、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、県が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）については、以下の方法で養成する。
 - ・ 県内外の講師による県内講習会の実施
 - ・ 県外で開催される講習会等への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員については、以下の方法で養成する。
 - ・ 県内外の講師による県内講習会の実施

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			年 度		令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	
			6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年			
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会									資格取得、資格維持、資質向上	
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会									資格取得、資格維持、資質向上
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会									養成、資質向上
競技補助員		県内講習会									養成、資質向上	
競技会係員		県内講習会									養成	
競技会補助員		県内講習会									養成	

※ 養成実施年次計画は、事業の進捗状況をふまえて随時見直しをする。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」（以下「要項」という。）及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備（実行）委員会（以下「宮崎県準備（実行）委員会」という。）が、会場地市町村準備（実行）委員会及び県・中央競技団体と十分協議して行うこととする。
- (2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容は、別表のとおりとする。
- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村準備（実行）委員会が競技団体等と協議の上作成し、宮崎県準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手並びに競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2 競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

【別表】 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

	役職名	定義	編成方法	業務内容
競技会運営 (試合等)	①競技会役員	要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員	—
	②競技役員			
	審判員	競技の審判に携わる者	○原則として、県内有資格者 ○必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含める。	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、会場、記録送受信、総合成績計算 等
	運営員	競技会の運営に携わる者(審判員を除く。)	○原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者等 ○必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含める。	
	③競技補助員	競技役員の仕事補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該競技関係者	競技役員の仕事補助
競技会場運営	①競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等	総括、総務、接待、宿泊、輸送、警備、駐車場、入場券販売、施設管理、会場美化、練習会場、会場整理、プログラム販売、受付案内、弁当、等
	②競技会補助員	競技会係員の仕事補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者	競技会係員の仕事補助

注) 競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容である。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に当たる競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の基本方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技運営を図るため、役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場地及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。